

## 目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
福祉文教委員会	
議長会の動き	11
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
各種協議会等の動き	14
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	17
要綱・要領等の制定、改廃の状況	18
制定された要綱・要領	19
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	以下4件

## 議 会 日 誌

<11月>

- |             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 1日(水)       | 午後 1:30 | 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会                                      |
| 2日(木)       | 午前10:00 | 福祉文教委員会行政視察〔春日部市・千代田区〕                                   |
|             | 午前10:00 | 関東市議会議長会事務局職員研修会〔全国都市会館一庶務係長〕                            |
| 3日(金)       | 午前10:00 | 武蔵野市制施行70周年記念式典〔武蔵野市民文化会館一小山議長、局長〕                       |
|             | 午後 2:30 | 国立市制施行50周年記念式典〔くにたち市民芸術小ホール一小山議長、局長〕                     |
| 4日(土)～5日(日) |         | 青梅産業観光まつり  |
| 6日(月)       | 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館一山田議員、青柳主任〕                 |
| 7日(火)       | 午後 1:30 | 福祉文教委員会  |
|             | 午後 2:00 | 東京都市議会事務局長連絡会議〔福生市役所一局長〕                                 |
| 9日(木)       | 午前10:00 | 兵庫県三田市議会議員視察〔郷土博物館一郷土博物館について〕                            |
| 12日(日)      | 午前 9:00 | 市民体育大会〔総合体育館一小山議長〕                                       |
| 14日(火)      | 午前 8:00 | 東京たま広域資源循環組合議会・事務連絡協議会合同行政視察〔長野県岡谷市一久保議員〕                |
|             | 午後 2:30 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会〔京王閣一結城・野島議員〕                           |
| 15日(水)      | 午前11:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議〔ボートレース戸田一局長〕                        |
| 16日(木)      | 午後 1:00 | 全国競艇主催地議会協議会役員会・臨時総会〔ホテルニューオータニ一小山議長、野島副議長、鴨居総務企画委員長、局長〕 |
|             | 午後 6:30 | 西多摩地域広域行政圏体育大会総合開会式兼前夜祭〔福生市役所・もくせい会館一小山議長〕               |
| 17日(金)      | 午前10:00 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会〔羽村市水道事務所一田中・榎澤・鴨居議員〕                |
|             | 午前11:00 | 東京都市監査委員会研修会〔市役所会議室一久保監査委員〕                              |

	午後 1:30	全国市議会議長会社会文教委員会 [全国都市会館—小山議長、局長]
18日 (土) ~19日 (日)		青梅宿アートフェスティバル2017
21日 (火)	午後 3:30	東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局長]
22日 (水)	午後 3:00	議会運営委員会
25日 (土)	午前 9:30	青梅市立第三中学校創立70周年記念式典
28日 (火)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長]
	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
	午後 3:30	地方公会計研修会 [市議会大会議室—議員全員]
29日 (水)	午後 1:30	定期監査(補助金等)説明聴取(質疑) [市役所会議室—久保監査委員]
30日 (木)	午後 1:30	西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合—工藤・山崎・山内議員]

<12月>

1日 (金)	午前10:00	平成29年定例会12月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
3日 (日)		奥多摩溪谷駅伝競走大会
4日 (月)	午前10:00	本会議 [一般質問]
5日 (火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
7日 (木)	午前 9:00	福祉文教委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	環境建設委員会
8日 (金)	午後 1:30	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
11日 (月)	午前10:00	予算決算委員会
	午前10:40	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 市長のフランス出張(報告)について、 2. 吉川英治記念館について、 3. 火災発生時の防災行政無線放送について、 4. 国民健康保険広域化の概要について、 5. 後期高齢者医療保険料の改定について、 6. 青梅マラソンとボストンマラソンとの交流について、 7. 粗大ごみ収集の委託化について、 8. 第1期青梅市障害児福祉計画の策定について、 9. 西東京バスの一部路線廃止およびJR青梅線の一部の駅における自動券売機の撤去について、 10. 青梅市中央図書館利用者への駐車場1時

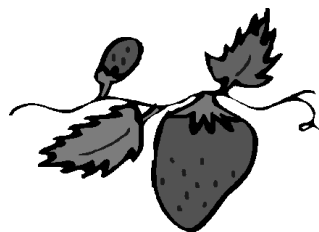
間無料サービスの終了について]

	午後 3:20	議会運営委員会
15日 (金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [東青梅 1 丁目地内諸事業用地等特別委員会の中間報告について、委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議]
	午後 1:00	総合病院建替特別委員会
19日 (火)	午前10:00	東京都三多摩地区消防運営協議会要請行動 [東京都庁第一庁舎 6 階副知事応接室—小山議長、局長]
21日 (木)	午前 8:10	西多摩衛生組合議会議員行政視察 [武蔵野クリーンセンター、クリーンプラザふじみ、三鷹中央防災公園、元気創造プラザ—工藤・山崎・山内議員]
27日 (水)	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]

< 1 月 >

4日 (木)	午前 9:00	事務始め式
7日 (日)	午前10:00	青梅市消防団出初式
8日 (月)	午前10:30	青梅市成人式
10日 (水)	午後 2:57	予算決算委員会理事会
11日 (木)	午後 1:30	三重県四日市市議会議員視察 [市役所—公共下水道施設の管理業務における包括的民間委託について]
15日 (月)	午後 3:00	西多摩地区議長会賀詞交歓会 [福祉センター—小山議長、野島副議長、局長]
16日 (火)	午後 1:20	東京都市監査委員会あいさつ [都庁第 1 庁舎—久保監査委員]
	午後 2:20	東京都市監査委員会ボートレース多摩川視察 [ボートレース多摩川—久保監査委員]
19日 (金)	午後 4:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [狛江市防災センター—局長]
21日 (日)	午前10:00	青梅市防災講演会 [市役所会議室—迫田・山田・大勢待・榎澤・天沼・久保・鴻井・野島議員]
22日 (月)	午後 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	平成29年市議会定例会平成30年 1 月臨時議会 本会議 [議案審議]

- 午前11:44 総務企画委員会
- 午後 0:58 全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 資源ごみの収集方法および資源再利用推進報償金等の見直しについて]
- 午後 2:24 福祉文教委員会
- 23日 (火) 午後 2:30 東京都三多摩地区消防運営協議会役員会・第二部会 [東京自治会館—小山議長、局長]
- 24日 (水) 午後 1:30 東京都市議会調査事務研究会 [日野市役所—庶務係長]
- 午後 1:30 関東都市監査委員会役員会・講演会 [ワークピア横浜—久保監査委員]
- 26日 (金) 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会 [武蔵野市役所—議事係長]
- 午後 2:00 東京都市監査委員会 [福生市もくせい会館—久保監査委員]
- 29日 (月) 午前10:00 東京都三鷹市議会議員視察 [市役所—青梅市議会議場棟について]
- 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会正副委員長会議 [東京自治会館—山田議員、青柳主任]
- 30日 (火) 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治会館—迫田議員、庶務係長]
- 30日 (火) ～31日 (水) 関東地区競艇主催地議会役員会・研修視察 [ボートレースびわこ・ボートレースチケットショップ大和ごせ—小山議長、局長]



# 行政視察報告

## 福祉文教委員会

本委員会では、所管事務調査事項である生涯学習施設（仮称）について調査を進めるに当たり、執行機関からの説明を聴取し、さらに調査を進めるため、実際に、平土間に移動観覧席のロールバックチェアを展開する場面を見るため春日部市にある東部地域振興ふれあい拠点「ふれあいキューブ」及びメーカーであるコトブキシーティング株式会社のショールームを視察することとした。

視察地 埼玉県春日部市、東京都千代田区

視察期日 平成29年11月2日（木）

視察事項 生涯学習施設（仮称）について

参加者 （委員長）結城守夫（副委員長）阿部悦博  
（委員）みねざき拓実、片谷洋夫、湖城宣子、  
山本佳昭、島崎 実

（随行者…榎戸議事係長、松岡主任）

## 【ふれあいキューブ】

### 1 ふれあいキューブの概要

（東部地域振興ふれあい拠点）

「都市の森の創造」をコンセプトに、産業の振興と地域住民の活動・交流を促進するための複合拠点施設で、平成23年10月にオープンした。埼玉県と春日部市の共同事業として建てられた全国でも初めてとなる木造・鉄骨造のハイブリッド構造や、省CO<sub>2</sub>の最先端モデルとして、これからの公共施設を先導し、緑と人がふれあい、魅力的なまちづくりのシンボルとなる施設を目指している。

春日部駅西口から徒歩5分

敷地面積5,212.40㎡、建築面積2,848.04㎡、

延べ床面積10,529.08㎡、高さ27.096m、地上6階

1階は、多目的ホールと、ホールと一体利用できる屋外スペースがあり、テントなどを設置し、販売会や飲食の提供も可能。2階は交流スペース、3階は運営事務室と環境ギャラリーがあり、木造建築の構造と環境配慮の設備を「見て、触れて、感じる」コーナーがある。4階は春日部市市民活動センターで、市民が連携して活動できる場所を確保し、自主的な活動を促進するとともに団体情報の共有

化や団体同士の連携を図ることで、地域のさまざまな担い手がともに公共を担い、協働しながら、持続可能な公益活動を進めている。5階には、創業支援センターや埼玉県パスポートセンターなどの県の施設があり、6階は春日部市保健センターで、各種健（検）診事業、健康相談、訪問指導等を行っている。



多目的ホール内で説明を受ける福祉文教委員会のメンバー

## 2 多目的ホール概要

東部地域初の1,000㎡の多目的ホールは、大規模イベントから小規模イベントにフレキシブルに対応する三分割可能なフラットなスペースであり、可動間仕切りを移動させれば、ホワイエや屋外広場との一体利用も可能な大空間になる。講演会、式典、パーティ、展示会、文化イベント、発表会、スポーツ試合、会議、コンサート、舞踏、演芸など多様な催し物に利用できる。

分割使用の場合、屋外広場側から多目的ホールAは、約20m×約14mの280㎡、多目的ホールBは約20m×約17mの340㎡、多目的ホールCは約20m×約11mの220㎡、ホワイエは128㎡である。固定席がないため、可動式ステージやロールバックチェア（48席×6基）、スタッキングチェア（1,000脚）を使用し、イベントに合わせてレイアウトが自由にできる。

ホール内の長机やロビーの長椅子は、県産ヒノキ材を使用し、ホール壁面にもヒノキのリブ材が使われている。

## 3 ロールバックチェアについて

通常、多目的ホールCの奥の倉庫に6基しまっており、利用者が使用するときに、委託業者と指定管理の職員とともに5人で設置する。1基、約2.5tあり、専用の油圧ジャッキで持ち上げ移動する。見学のときは3基を設置するため、まず、倉庫から3基を所定の位置に出し、3基を一行に並べるため1基の位置を決め、そ



倉庫から3基を出したところ

の左右にほかの2基を移動させる。前後は割とスムーズの移動できるが、左右に動かすのが大変とのこと。最初に設置位置を決めた1基の左右に設置するロールバックチェアは1cmの単位で微調整していた。今は6年たち、だいぶ慣れてきたが、最初のころはメーカーから担当者に来てもらい教わりながら移動したとのこと。また、6基全てを使用したことはない。

使用頻度は2カ月に1回程度、使用料は1基4,800円だが、設置・撤収のために使用する日の前後もホールを押さえてもらうため、その分の費用がかかる。

指定管理者が行う自主事業については、なるべく使うようにしているとのこと。



1cm単位で微調整して  
3基を一行に並べたところ



段床を引出し、  
ひな壇が展開したところ

この後、イスを起立させ、手すり、  
サイドガードカーテンを設置する

### 【コトブキシーティング ショールーム】

製品を実際に体感できるコトブキシーティングのショールームは、デザインや座り心地、使い勝手を、目で見、手で触って、そして座ることができる。



連結イスを日本で最初に手掛けたコトブキシーティング。公共ホールの歴史を語る上でも外すことができない、エポックメイキングな施設「東京大学安田講堂」や「サントリーホール」のイス。有名な劇場・ホールから、地域の市民会館、学校や企業の講堂・会議場に至るまで、約40種類の劇場イス。誰もが一度は座ったことのある駅のベンチや、日本の高度成長期のシンボルともいえる大阪万博の「太陽の塔」の顔のレプリカなど、貴重な製品を多数展示している。

1958年の手動式移動観覧席—ロールバックスタンドの開発から59年、誰でも操作しやすい機能性と安全性、固定イスに匹敵する安定感を追求しながら進化してきたロールバックチェアスタンドは、劇場、ホール、学校、スポーツ施設など、多様な施設に広がっている。フルオートタイプは、リモートスイッチひとつで展開・収納がスピーディで、少ない電力で操作が行え、コストパフォーマンスにも優れている。

壁面収納式10段200席の場合、展開時間は約3.5分【本体展開が165秒→本体停止→イス起立が28秒→設置終了】動作スピードは3.6m/毎分、ランニングコストは1回4円である。これまで、大規模地震災害における転倒・倒壊の事例は一件もない。座り心地の快適性を追求し、上下・前後方向の制振設計により、歩行時の衝撃音や振動の軽減を図っている。また、各部に安全装置を設けており、展開・収納操作が適切に行われなかった場合は、動作を一時停止してリモートスイッチの液晶画面にエラーメッセージと対処法が表示される。



フルオートタイプの収納状態



本体が展開した状態



イスが起立した状態

その他に、座り心地と使いやすさを追求したラグジュアリーなイス、上体をすっぽり包む大きな背クッション、自分の好みの角度に調整できるリクライニング機能付きのシネマ空間のイス。大学で必要とされる一斉講義を行う大教室の机イスの効率のよい配置ができるような模擬教室。バリエーション豊かなスタジアムシートやロンドン、リオなどオリンピックや大阪市立吹田サッカースタジアム、東京ドームのシート。スタンダードからハイグレードまでバリエーション豊富なカプセルベッド、レイアウト変更のできる議場の机、イスまで展示されていた。

### 【視察を終えて】

ふれあいキューブは1,000人規模の施設であり、青梅市の新生涯学習施設とは規模が違うが、手動式のロールバックチェアの設置で、最初のころは本当に試行錯誤で、メーカーから人を派遣してもらって指示を受けながら行っていたということ、6年がたち慣れてきているとのことだが、一番気になったのは、安全性について、何か事故が起こったら、膝小僧をすりむいたぐらいの傷では済まないと、重大事故の可能性もあるのかというような気がした。

ただ、多目的ということに関しては、いろいろなセッティングが可能であるというメリットは大きいということである。2カ月に1度という使用頻度では、効率性についてどうかということも感じた。

そして、二百数十人規模の生涯学習施設ではなく、ケミコン跡地の複合施設の中にできる1,000人規模の市民ホールのこと頭の中に入れながら、そのバランスを考えながら、その比較の上で生涯学習施設の席の問題については結論を出す必要があるのかと強く感じている。財政的負担、規模の違い、稼働率等を含めて、どういう形にするのか、それらをイメージしながら、生涯学習施設のほうも結論を出していきたいという思いがした。

(福祉文教委員長 結城 守夫)

# 議 長 会 の 動 き

## 東京都市議会議長会

11月7日（火） 事務局長連絡会議

\* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 平成29年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

\* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

\* その他

11月21日（火） 定例総会

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下10件

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成30年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
  - (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（会長が必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
  - (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について  
歳入、歳出ともに1924万6000円
- 3 平成30年度東京都市議会議長会関係役員（案）について  
会 長 町田市議会議長  
副会長 小金井市議会議長、東久留米市議会議長  
理 事 武蔵野市議会議長、昭島市議会議長、日野市議会議長、  
国立市議会議長、清瀬市議会議長、稲城市議会議長、  
あきる野市議会議長  
監 事 調布市議会議長、羽村市議会議長
- 4 平成29年度東京都市議会議員研修会について  
日 時 平成30年2月8日（木）午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場  
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員  
演 題 これからの観光振興と商店街の活性化  
～各地の成功・失敗事例から多摩地域が学ぶこと～  
講 師 株式会社日本総合研究所 主席研究員  
株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 特任顧問  
特定非営利活動法人 ComPus 地域経営支援ネットワーク  
理事長 藻谷 浩介 氏

1月19日（金） 事務局長連絡会議

\* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 関東市議会議長会第84回定期総会で審議する都県提出議案について
- 3 平成29年度東京都市議会議員研修会について
- 4 東京都市議会議長会理事会及び2月定例総会の運営について

\* その他

1月24日（水） 調査事務研究会

\* 演題 「政務活動費適正支出のチェックポイント」

講師 (株)地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦 氏

1月26日（金） 議会運営研究会

\* 研究課題に対する講評

\* 講演 「議会運営の事例等について」

講師 元全国都道府県議会議長会議事調査部長 野村 稔 氏

\* 質問

## 関東市議会議長会

11月2日（木） 事務局職員研修会

- \* 講演 「議会改革を推進させる議会事務局のあり方」  
講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏
- \* 講演 「小さなきっかけから大きな夢へ」  
講師 バレーボール解説者 大山 加奈 氏

## 全国市議会議長会

11月17日（金） 社会文教委員会

- \* 講師説明  
「国民健康保険制度の現状と課題について」  
厚生労働省大臣官房審議官 渡辺 由美子 氏  
「初等中等教育施策の動向について」  
文部科学省大臣官房審議官 下間 康行 氏
- \* 事務報告
- \* 協議
  - (1) 要望書（案）について
  - (2) 要望活動の方法について
  - (3) 今後の運営について
  - (4) その他

## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

11月15日（水） 事務局長会議

\* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

\* 協議事項（了承）

- 1 役員会及び研修視察について
- 2 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
- 3 平成29年度の運営及び行事予定について
- 4 その他

\* その他

1月30日（火）～31日（水） 役員会・研修視察

○役員会

\* 報告事項（了承）

会務報告について

\* 協議事項（了承）

平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

\* その他

- 1 平成29年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 その他

○研修視察

\* 視察先

ボートレースびわこ・ボートレースチケットショップ大和ごせ

### 全国競艇主催地議会協議会

11月16日（木） 役員会・臨時総会

○役員会

- \* 会員異動報告（了承）
- \* 臨時總會提出案件（了承）
  - 1 平成29年度事務事業について
  - 2 競艇事業の現況について
  - 3 平成28年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
  - 4 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
  - 5 平成30年度全国競艇主催地議会協議会分担金について

\* その他

○臨時總會

- \* 会員異動報告（了承）
- \* 議事
  - 1 平成29年度事務事業について（了承）
  - 2 競艇事業の現況について（了承）
  - 3 平成28年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について(原案どおり認定)
 

歳入	予算額	1975万4000円	決算額	1975万3607円
歳出	予算額	1975万4000円	決算額	1748万1250円
差引残額	227万2357円			
  - 4 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について(原案どおり決定)
 

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1899万2000円とする。
  - 5 平成30年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）
 

平成28年度売上額の6万分の1（青梅市議会は、31万2900円）
- \* その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会
-------------------

11月6日（月） 第3委員会

- \* 会務報告（了承）
- \* 講演
 

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部事業化調整専門課長 徳差 宣 氏
- \* その他



1月29日（月） 第3委員会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成29年度第3委員会報告書（案）について
- 2 平成30年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 平成30年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 第2委員会の運営について
- 5 その他

1月30日（火） 第2委員会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成29年度第2委員会報告書（案）について
- 2 平成30年度第2委員会運動方針（案）について
- 3 平成30年度第2委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

## 東京都三多摩地区消防運営協議会

12月19日（火） 知事要望

\* 多摩地区の消防力及び救急体制の充実強化について（要望）

- 1 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた救助活動体制の充実強化
- 2 都市型水害及び土砂災害等に対応する消防活動体制の充実強化
- 3 多摩地区における消防署・出張所の増設
- 4 新型インフルエンザ等の感染症に対する救急活動の体制整備

1月23日（火） 役員会・第二部会

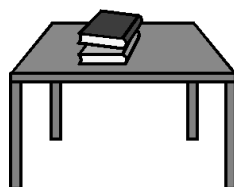
○役員会・第二部会

\* 議事（了承）

- 1 平成30年度消防委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積額について
- 2 平成30年度通常総会日程等について

## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
318	新版 地方自治法 第9次改訂版	松本英昭	学陽書房	29	A5
349	平成29年度 固定資産概要調書	総務部 資産税課	青梅市	29	A4
349	財政のあらまし 平成28年度決算の概況 平成29年度上半期財政運営の状況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	29	A4
351	青梅市の統計 平成28年度版	青梅市総務部 総務課庶務係	青梅市総務部 総務課庶務係	29	A4
365	平成29年度版 消費者白書	消費者庁	勝美印刷 株式会社	29	A4
498	平成29年度版 厚生労働白書—社会保 障と経済成長—	厚生労働省	日経印刷 株式会社	29	A4
601	地方創生逆転の一打～「公助」の異次元 改革のススメ	玉田 樹	ぎょうせい	29	四六
652	森林・林業白書 平成29年版	林野庁	農林統計協会	29	A4



## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成29年11月～平成30年1月末現在＞

件名	区分	所管
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改正	行政管理課
青梅市基幹系業務システム検討委員会設置要綱	改正	情報システム課
青梅市庁舎管理業務員服務要綱	改正	総務課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市における中小業者の受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱	改正	契約課
青梅市小規模保育事業実施施設経費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	制定	〃
青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱	制定	〃
青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱	制定	子ども家庭支援課
青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	商工観光課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	制定	農林課
青梅市病院事業電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	病院管理課

## 青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、医療的ケアを行う看護師、保健師または助産師（以下「看護師等」という）を配置し、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）を受け入れる保育所等に対し、看護師等の配置に関する費用等を予算の範囲内で補助することにより、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象となる保育所等は、国、地方公共団体以外の者が青梅市の区域内において設置する施設または実施する事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

### 3 補助対象事業

この補助金の対象事業は、保育所等において看護師等を加配し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児を受け入れる事業とする。

### 4 留意事項

医療的ケア児を受け入れる保育所等は、対象児童の主治医から事前に医師指示書等を提出してもらうことにより、医療的ケアの内容を十分に確認し、また、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取決めを行うこと。

### 5 補助対象経費等

- (1) 補助金の対象経費および基準額は、別表のとおりとする。
- (2) 補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

### 6 交付の手続

- (1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする保育所等は、青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(2) 交付決定の通知

市長は、前号による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、通知する。

7 補助条件

(1) 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(2) 事故報告等

保育所等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

市長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し保育所等に対し報告を求めることができる。

(4) 実績報告

この要綱に定める補助事業を実施した保育所等は、補助金の交付の決定にかかる会計年度の終了後、別に指定する期日までに速やかに青梅市医療的ケア児支援事業補助金実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(5) 補助金の額の確定

市長は、前号の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、保育所等に通知する。

(6) 補助金の支払等

ア 前項の確定通知書を受領した保育所等は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(7) 是正のための措置

市長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、保育所等に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 決定の取消し

ア 市長は、保育所等が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の目的に使用したとき。

(ウ) 補助金の交付の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

イ 前記アの規定は、第6号により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(9) 補助金の返還

ア 市長は、前号により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて保育所等に対しその返還を命ずるものとする。

イ 第6号により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(10) 書類の整備保管

保育所等は、補助金と補助事業にかかる予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、平成30年1月1日から実施し、平成32年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
医療的ケア児支援事業	賃金等当該事業にかかる費用と認められる費用	1施設当たり 5,400千円

(様式省略)

## 青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、保育所等に対しベビーセンサー（児童が午睡中に無呼吸となった際にアラームが鳴る機器をいう。以下同じ。）や監視モニター等（以下「ベビーセンサー等」という。）の設備や機器の導入を促進し、保育士等の保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化することを目的とする。

### 2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象となる保育所等は、国、地方公共団体以外の者が青梅市の区域内に設置または実施する次のいずれかに掲げる施設または事業とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

### 3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育所等が当該年度内にベビーセンサー等の導入または設置を完了し、かつ、支払いを完了するものとする。

### 4 補助対象経費等

- (1) 補助金の対象経費および基準額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。ただし、すでにベビーセンサー等を導入している場合の買い替えは対象としない。
- (2) 補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

### 5 交付申請

補助金の交付を受けようとする保育所等（以下「申請者」という。）は、青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付申請書（様式第1号）により青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

### 6 交付決定

市長は、前項の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに補助金交付の

可否について決定し、当該申請者にその旨を通知する。

#### 7 申請内容の変更等

(1) 前項により決定された申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止をする場合は、青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第2号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請書の内容について審査し、適当と認めたときは、当該申請者にその旨を通知する。

#### 8 実績報告

保育所等は、第3項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

#### 9 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該保育所等に通知する。

#### 10 補助金の支払等

(1) 前項の確定通知書を受領した保育所等は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 11 決定の取消し

市長は、保育所等が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

#### 12 補助金の返還

市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに保育所等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 13 財産処分の制限

実施保育所等は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、



補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

14 財産処分等に伴う収入の納付

前号の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

15 財産の管理義務

実施保育所等は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 書類の整備保管

実施保育所等は、補助金と補助事業にかかる予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかななければならない。

17 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、平成29年12月26日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成30年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
保育所等における児童の安全対策強化事業	ベビーセンサー等の設備や機器の導入にかかる購入費、リース料、保守料、工事費等の経費（いずれも単年度の経費に限る。消費税を含む。）	1施設当たり 1,000千円

(様式省略)

## 青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱

### 1 設置

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の基本理念にもとづき、青梅市が実施する子どもの貧困対策（以下「子どもの貧困対策」という。）にかかる施策を総合的に推進するため、青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策にかかる施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策にかかる施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策に関し、必要な事項に関すること。

### 3 組織

委員会は、委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 子ども家庭支援課長
- (2) 副委員長 教育総務課長
- (3) 委員 住宅課長、福祉総務課長、生活福祉課長、健康課長、子育て推進課長

### 4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときその職務を代理する。

### 5 会議

会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

### 6 部会

- (1) 連絡会は、子どもの貧困対策にかかる施策について調査および研究を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会の設置および運営に関し必要な事項は、連絡会が定める。

### 7 報告

委員長は、必要に応じて連絡会の検討経過を青梅市長に報告する。

### 8 庶務

連絡会の庶務は、子ども家庭支援担当課において処理する。

### 9 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が定める。

## 10 実施期日

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

### 青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱

#### 1 目的

この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）等にもとづき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、予算の範囲内において農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。

#### 2 交付対象者

資金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者として、東京都担い手育成総合支援協議会において国実施要綱にもとづき資金を交付する対象として選定されている者とする。

(1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権または利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条にもとづく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するものおよび特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。ただし、親族（3親等以内の血族または姻族をいう。）から貸借した農地が主であるとき（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため、使用貸借による権利の設定をしている場合および同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合ならびに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合を除く。）は、資金の交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。

イ 主要な農業機械および施設を交付対象者が所有し、または借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者であること。ただし、資金の交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合および同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 農業経営を開始してから5年後までに農業（農産物加工、直接販売等の関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
- イ 当該計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 農業経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると青梅市長（以下「市長」という。）に認められること。なお、1戸1法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。
- (6) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置付けられ、もしくは位置付けられることが確実と見込まれること、または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、原則として国実施要綱に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) 原則として国が行う青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (9) 平成24年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (10) 市税等を滞納していないこと。
- (11) 夫婦で農業経営を開始した場合は、前各号に定めるもののほか、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

(12) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、前各号に定めるもののほか、当該農業法人および青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等となること。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を設立する場合は、交付の対象外とする。

### 3 交付金額および交付期間

(1) 資金の額は、経営開始初年度にあつては交付期間1年につき1人当たり150万円とし、経営開始2年目以降にあつては交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始した場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前号の交付金額に100分の150を乗じて得た額（1円未満切捨て）を交付する。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、交付期間1年につきそれぞれ第1号の額を交付する。

(4) 交付期間は、最長5年間（平成28年度以前に農業経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

### 4 青年等就農計画等の承認申請

資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画等承認申請書（様式第1号）に青年等就農計画等を添えて市長に提出しなければならない。

### 5 青年等就農計画等の承認

市長は、前項の承認申請があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、青年等就農計画等審査結果通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。ただし、審査に当たっては、関係機関等による面接等の実施により行うものとする。

### 6 青年等就農計画等の変更申請

青年等就農計画等の承認を受けた者は、その計画等を変更するときは、青年等就農計画等変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を有しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合を除く。

### 7 青年等就農計画等の変更承認

市長は、前項の変更申請があつたときは、青年等就農計画等変更審査結果通知書

(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

## 8 交付申請

青年等就農計画等の承認を受けた者は、農業次世代人材投資資金交付申請書(様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、交付の申請は、半年分または1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、平成28年4月以降の農業経営とする。

## 9 交付決定

市長は、前項の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、農業次世代人材投資資金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

## 10 資金の請求および交付

- (1) 前項による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに農業次世代人材投資資金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の請求書の提出を受けたときは、速やかに資金を交付するものとする。ただし、資金の交付は、半年分を単位として行うことを基本とする。

## 11 就農報告等

### (1) 就農状況報告

交付決定者は、資金の交付期間中、毎年7月および1月末日までにその直前の6か月の就農状況報告(様式第8号)を市長に提出しなければならない。また、交付期間終了後5年間、毎年7月および1月末日までにその直前6か月の作業日誌(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

### (2) 離農報告

交付決定者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

### (3) 住所等変更報告

交付決定者は、資金の交付期間内および交付期間終了後5年の間に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、速やかに住所等変更届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

### (4) 就農中断報告

交付決定者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断するときは、中断後1か月以内に就農中断届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(様式第13号)を提出しなければならない。

ない。

## 12 就農期間中の確認

### (1) 就農状況の確認

ア 市長は、前項第1号の就農状況報告の提出を受けたときは、交付決定者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター等の関係者で構成するサポート体制の中から、交付決定者ごとに選任したサポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を中心に、就農状況を確認し、必要に応じて適切な指導を行う。

イ 前記アの規定による確認は、就農状況確認チェックリスト（様式第14号）により、次のとおり行うものとする。

(ア) 交付決定者との面談により、青年等就農計画等の達成に向けた取組状況を確認すること。

(イ) ほ場について、次に掲げる事項を確認すること。

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。
- b 農作物を適正に生産していること。

(ウ) 次に掲げる書類を確認すること。

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地基本台帳の写し

### (2) 就農中断者の状況確認

ア 市長は、交決定象者から前項第4号の就農中断届の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、就農中断審査結果通知書（様式第15号）を交付決定者に通知するものとする。

イ 市長は、就農中断届の提出のあった交付決定者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

### (3) サポート体制の整備

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付決定者を訪問し、経営状況の把握および諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（様式第16号）を取りまとめるものとする。

## 13 交付決定者の中間評価

市長は、交付決定者の交付期間2年目が終了した時点で、当該交付決定者の中間評価を次のとおり実施する。

### (1) 評価会の開催と評価

市長は、サポート体制の関係者で構成する評価会を開催し、市長が設定する評

価項目、評価基準に沿って、面接等により A（良好）、B（やや不良）、C（不良）の 3 段階に区分した評価を行う。

(2) 評価結果の取扱い

ア A 評価の交付決定者については、引き続き交付を継続する。なお、A 評価の交付決定者のうち希望する者については、次項の経営発展支援金を交付する。

イ B 評価の交付決定者については、重点指導の対象者として認定し、1 年間重点指導を行った上で、再度、中間評価に準じて評価を行う。

ウ C 評価の交付決定者については、資金の交付を中止する。

14 経営発展支援金

(1) 交付対象者

経営発展支援金の交付対象者は、前項の交付決定者の中間評価で A 評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者とする。

(2) 交付の手続

ア 支援金の交付を希望する者（以下「支援金申請者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（様式第 17 号）を市長に申請するものとする。

イ 市長は、前記アの申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金申請者のさらなる経営発展につながる取組であると認めるときは、承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書（様式第 18 号）により、支援金申請者に通知するとともに、支援金を交付する。

ウ 支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金交付決定者」という。）は、承認された内容を実施し、事業完了後 1 か月以内または該当事業年度の 3 月末日までに経営発展支援金実績報告書（様式第 19 号）を提出し、承認を得る。

エ 市長は、前記ウの実績報告書の内容を審査し、支援金の精算を行う。

(3) 交付額

支援金の額は、前号イの規定により、承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付決定者が次年度も資金の交付を受けた場合の交付額の 2 倍または 150 万円のいずれか低い額以内の額とする。

(4) 支援対象期間

ア 支援金の支援対象期間は、最長 1 年間とする。

イ 支援金の支援の対象となる取組が年度をまたぐことも可能とする。この場合においては、支援金交付決定者は年度内に 1 度、第 2 号ウの実績報告を提出するとともに、市長は同号エの精算を行うものとし、支援金交付決定者は翌年度に再度、同号アの交付申請を行うものとする。



(5) その他

支援金交付決定者は、融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業にかかる経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

15 資金の受給の中止

交付決定者は、農業経営の中止等の理由により資金の受給を中止するときは、中止届（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

16 交付の休止等

(1) 交付決定者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止するときは、休止届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

(2) 前号の休止届を提出した交付決定者が就農を再開するときは、経営再開届（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

(3) 交付決定者（第2項第11号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。）が妊娠・出産により就農を休止する場合は、1回の妊娠・出産につき最長1年の休止期間を設けることができる。この場合において、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前号の経営再開届と合わせて第6項の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を市長に申請しなければならない。

17 交付の停止

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止し、農業次世代人材投資資金停止通知書（様式第23号）を当該決定者に通知する。この場合において、第14項の経営発展支度金の交付を受けた者については、交付3年目以降の資金の交付を停止する。

(1) 第2項に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 農業経営を中止したとき。

(3) 農業経営を休止したとき。ただし、交付決定者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められるときは、資金の交付を再開することができる。

(4) 第11項第1号の就農状況報告書を期日までに提出しなかったとき。

(5) 第12項第1号の就農状況の確認により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

(6) 国実施要綱第11の3に規定する国が実施する報告の求めまたは立入調査に協力しないとき。

(7) 第13項に規定する中間評価によりC評価相当と判断されたとき。

(8) 交付決定者の前年の総所得が350万円以上であったとき。ただし、その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。

#### 18 資金の返還

交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資金を返還しなければならない。この場合において、市長は、期限を定めて農業次世代人材投資資金返還命令書（様式第24号）により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、第1号または第4号に該当する場合であって、病気、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 前項第1号から第6号までの規定に該当した時点が、すでに交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行ったときは、資金の全額を返還する。

(3) 第2項第2号アただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかったときは、資金の全額を返還する。

(4) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第11項第4号の就農中断報告を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者および第13項の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

#### 19 資金の返還免除申請

交付決定者は、前項の病気、災害その他やむを得ない理由に該当するときは、返還免除申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

#### 20 返還免除の承認

市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、返還免除審査結果通知書（様式第26号）により、申請した交付決定者に通知するものとする。

#### 21 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、国実施要綱、東京都新規就農者確保事業費補助金交付要綱（平成24年8月20日付け24産労農振第691号）、東京都新規就農者確保事業実施要領（平成24年8月20日付け24産労農振第692号）および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるものとする。

#### 22 実施期日等

- (1) この要綱は、平成29年11月7日から実施し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成32年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された資金に関して、この要綱の失効後に必要となる就農状況報告、資金の返還等の手続については、なお従前の例による。
- (様式省略)

